

転出届に伴う手続について

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

◎下表に該当される方は手続が必要です。詳しくは担当課までお問合せください。 厚木市役所 代表 (046)223-1511
 届出に必要なもの…届出人(窓口に来られた方)の本人確認書類、印鑑(必要となる場合があります)、委任状(別世帯の方が来庁される場合)

	手続対象者	説明	担当窓口
転出証明書	<input type="checkbox"/> 発行	<p>■市民課交付窓口から番号をお呼びして、転出証明書をお渡しします。</p> <p>※海外転出の場合や、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出証明書は発行されません。</p>	<p>市民課 本庁舎1階①番 赤色受付</p> <p>住民異動係 225-2110</p>
・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(有効期限内)	<input type="checkbox"/> お持ちの方	<p>■転入手続の際に必ずお持ちください。</p> <p>■海外転出の場合、住民基本台帳カードは返却してください。マイナンバーカードについては、海外転出とともに失効しますが、カード自体は内容更新後、個人番号の控えとして返却します。</p>	
印鑑登録(登録者の方)	<input type="checkbox"/> 廃止	<p>■転出届に記入された転出予定日をもって自動的に廃止されます。印鑑登録証(カード)は市民課で返却するか、はさみなどで番号が分からないようにしてから破棄してください。</p>	
国民健康保険(国民健康保険被保険者証)	<input type="checkbox"/> 加入者	<p>■1階②番国保年金課から黄色の番号札をお呼びします。</p>	<p>国保年金課 本庁舎1階②番 青色受付 国保給付係 225-2120</p>
国民年金	<input type="checkbox"/> 加入者(第1号被保険者)	<p>■海外転出の場合、手続が必要が必要です。1階②番国保年金課で国民年金の番号札をお取りください。</p> <p>■他市町村へ転出の場合、厚木市での手続は不要です。(厚生年金に加入している方とその被扶養配偶者は勤務先で手続をしてください。)</p>	<p>国保年金課 本庁舎1階②番 青色受付 国民年金係 225-2121</p>
	<input type="checkbox"/> 受給者	<p>■海外転出の場合、手続が必要が必要です。</p> <p>■他市町村へ転出の場合、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、手続は原則不要です。ただし、通知書等送付先と住民票住所が異なる方は「年金受給権者 住所変更届」の届出が必要です。</p>	<p>日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165</p>
後期高齢者医療制度(後期高齢者医療被保険者証)	<input type="checkbox"/> 75歳以上	<p>■保険証の返却が必要です。(郵送可)</p> <p>※県外及び海外に転出される方は、本庁舎2階⑨番国保年金課で手続が必要が必要です。</p>	<p>国保年金課 本庁舎2階⑨番 長寿医療係 225-2223</p>
障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 各種障害者手帳所持者 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証所持者	<p>■第2庁舎1階障がい福祉課で手続をしてください。</p> <p>※障害福祉サービス受給者証をお持ちの方も、手続が必要が必要です。</p>	<p>障がい福祉課 第2庁舎1階 障がい福祉係 225-2221 障がい者支援第一係 225-2247 障がい者支援第二係 225-2254</p>
医療証(お持ちの方)	<input type="checkbox"/> 心身障害者医療証所持者	<p>■医療証を持参の上、第2庁舎1階障がい福祉課で手続をしてください。</p>	<p>障がい福祉課 第2庁舎1階 障がい福祉係 225-2154</p>
介護保険	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 40～64歳の要介護(要支援)認定者	<p>■介護保険被保険者証を持参の上、本庁舎2階⑩番介護福祉課で手続をしてください。</p> <p>★住民異動届(オレンジ色用紙)が必要が必要です。</p> <p>■要介護(要支援)認定者(申請中含む)が必要な方には、受給資格証明書をお渡しします。(転出先自治体が必要な場合)</p>	<p>介護福祉課 本庁舎2階⑩番 介護保険料 225-2393 介護認定係 225-2391</p>
在外選挙人名簿の登録申請について	<input type="checkbox"/> 国外転出者	<p>■在外選挙人名簿に登録されていれば、国外にいながら衆議院議員選挙と参議院議員選挙の投票ができます(在外選挙制度)。登録の申請方法及び登録資格等については、選挙管理委員会までお問い合わせください。</p>	<p>選挙管理委員会事務局 本庁舎3階 選挙係 225-2490</p>

医療証 (お持ちの方)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 <input type="checkbox"/> 中学校卒業までのお子様	■医療証を持参の上、本庁舎2階⑧番子育て給付課で手続きをしてください。★住民異動届(緑色用紙)が必要です。 ■養育医療の医療券を交付されている方も手続きが必要です。	
児童手当	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 対象児童 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)	■児童手当を受けている方は、子育て給付課で手続きをしてください。☆厚木市での手続きと併せて、転入先の市区町村で転出予定日(転出届に記載の異動日)の翌日から15日以内に手続きが必要です。	子育て給付課 本庁舎2階⑧番 こども医療・手当係 225-2230 こども家庭支援係 225-2241
児童扶養手当等	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等	■児童扶養手当等の母子・父子家庭の手当を受けている方は、子育て給付課で手続きをしてください。	
特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 対象児童	■特別児童扶養手当を受けている方で、県外または県内政令市(横浜市・川崎市・相模原市)へ転出される場合は転出届の提出が必要となります。	
保育所・認定こども園・幼稚園・私設保育施設等を利用されている方	<input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園を利用または申請されている方	■認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育事業所・認定こども園をご利用または申請されている場合、手続きが必要な場合があります。利用施設担当課までお問合せください。	保育課 第2庁舎3階 保育認定・給付係 225-2231 こども育成課 第2庁舎3階 こども政策係 225-2262 子育て支援センター アミュールあつぎ8階 225-2922
	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定(幼児教育・保育の無償化)を受けている方	■施設等利用給付認定(幼児教育・保育の無償化)の継続を希望される方は手続きが必要になりますので、利用施設担当課へお問合せください。併せて転出先の市区町村担当課で手続きをしてください。	
小・中学校の手続	<input type="checkbox"/> 転学	■通学していた小・中学校から在学証明書及び転学児童・生徒教科用図書給与証明書を受け取り、新住所の市区町村役場で手続きをしてください。就学奨励制度を受けている方は、お問合せ下さい。	学務課 第2庁舎4階 学務係 225-2650
	<input type="checkbox"/> 学校給食の手続	■市立小・中学校に通学していた方は、学校給食申込変更届出書の提出が必要となりますので、給食経理係までお越しください。	学校給食課 第2庁舎5階 給食経理係 225-2683
妊婦健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚検査	<input type="checkbox"/> 妊娠中の方	■妊婦健康診査費用補助券等綴りは、使用できませんので、新住所地の市区町村にご確認ください。	健康づくり課 保健福祉センター2階 母子保健係 225-2929 成人保健係 225-2201
がん検診等	<input type="checkbox"/> 女性 20歳以上 <input type="checkbox"/> 男性 40歳以上	■がん検診等受診券は、使用できませんので、新住所地の市区町村にご確認ください。	健康づくり課 保健福祉センター5階 新型コロナウイルスワクチン接種担当 225-2792
新型コロナウイルス スワクチン接種	<input type="checkbox"/> 12歳以上の方	■接種券は使用できませんので、新住所地の市町村にご確認ください。	
税について	■所得証明書は、1月1日現在に住んでいた市町村役場での発行となります。必要な方は本庁舎2階⑤番市民税課税制係で手続きをしてください。 ■原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の所有者はお問合せください。		市民税課 本庁舎2階⑤番 税制係 225-2012 普通徴収係 225-2010
	■海外に転出される方は納税管理人の指定が必要となりますので、本庁舎2階⑤番市民税課普通徴収係で手続きをしてください。		
	■海外に転出される方で、厚木市所在の土地・家屋を所有している方の固定資産税については、納税管理人の申告が必要となりますので、本庁舎2階⑦番資産税課で手続きをしてください。 ■他市町村へ転出の場合は、納税管理人の申告は不要です。(転出先からさらに転居した際には、ご連絡ください。)		資産税課 本庁舎2階⑦番 225-2031・2030
その他	■犬を飼っている方と、トイレがくみ取式の方は、第2庁舎7階生活環境課(Tel.225-2750)で手続きをしてください。 ■市営住宅にお住まいの方は、第2庁舎12階住宅課での手続きが必要です。(住宅課 Tel.225-2346)		
市役所以外の 手続について	■上下水道料金・県水使用者は神奈川県企業庁厚木水道営業所(Tel.224-1111)へご連絡ください。ただし地下水使用者等一部の方のお手続は第2庁舎14階下水道総務課となります。(下水道総務課Tel.225-2361) ■電話・局番なし「116」へお問合せください。 ■電気・東京電力神奈川第二カスタマーセンター(Tel.0120-99-5775)へお問合せください。 ■郵便物転送・新住所を郵便局へ届出してください。(届出用のはがきは、市民課にもあります。)		■運転免許の住所変更・運転免許と新住所が確認できるもの(転入先の市区町村で発行された住民票や保険証など)を持参し、新住所地管轄の警察署で手続きをしてください。 ※本籍・氏名変更の場合、本籍記載の住民票1通の提出が必要ですので、住民票を請求される場合は、本籍地が記載された住民票の請求をお勧めします。

